

現 場 説 明 書

1. 業 務 名 平成22年度 庄内川用地補償総合技術業務

2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、業務請負契約書案、中部地方整備局特定調達契約（業務等）入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について

(1) 質問書提出期限 平成22年 1月21日から平成22年 3月 2日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後 4時00分まで

(2) 質問書提出場所 庄内川河川事務所

(3) 回答書閲覧期間 平成22年 1月29日から平成22年 3月12日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後 4時00分まで

(4) 回答書閲覧場所 庄内川河川事務所

説明事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、指名通知書（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、中部地方整備局電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

- (1) 指名競争契約の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）に対し、配置予定業務管理者に関する経歴書（別紙様式1）の提出を求める連絡を行うので、連絡を受けた者は、指定された期限までに速やかに別紙様式1が提出できるよう、開札日までに準備しておくこと。

なお、次のイ）からハ）に該当する入札は、無効とする。

イ）期限内に別紙様式1が提出されなかった場合

ロ）別紙様式1により提出された配置予定業務管理者が、特記仕様書中「配置業務管理者の持ちち業務量の制限」の要件を満たさない場合

ハ）「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について」(1) ①に示す担当技術者を配置できない場合

- (2) 落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であつて、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
- ② 基準価格(①の基準が設定されている場合に限る。以下同じ)を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- ③ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- ④ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
- ⑤ 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3 契約書頭書の「調停人」について
発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

4 不可抗力による損害について
土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。
(1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
(2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/10000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

5 前払金等の請求について
(1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
(2) 部分払は、3回以内とする。

6 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合については、受注者は次の(1)から(4)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務における管理技術者の経験を有する技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者(以下「増員担当技術者」という)として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えないものとする。
- ② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同主業務における業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査(監督)員による履行確認を行うものとする。

別 紙

(様式－1)

生 名：平成〇〇年度

提出者：〇〇 (株) 代表者役職氏名

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日			
③所属・役職					
④保有資格					
技術士 (部門：分野：)		・ 登録番号：		・ 登録年月日：	
RCM (部門：		) ・ 登録番号：		・ 登録年月日：	
その他 (名称：		) ・ 登録番号：		・ 取得年月日：	
⑤同種又は類似業務経歴 (1 件) 同種業務：〇〇〇〇 類似業務：〇〇〇〇 TECRIS に登録されていない実績を記した場合、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。					
業務分類	業 務 名	職務上の立場	発注機関	業務成績 (評点)	履行期間
	TECRIS 登録番号：				
⑥同種又は類似業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験 (例えば、総括調査員または主任調査員に相当する程度の実務経験)					
業務分類	職務上の立場 (役職名)	機関名 (所属まで記載)		期間	
⑦手持業務の状況 (平成 年 月 日現在), 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上 (ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落れた業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	

※ ⑤の同種・類似業務を記載した上で交付すること。